

## 消防出初式～消防団員の士気高揚～

1月9日(水)午後1時からのサイレンを合図に、平成31年和寒消防出初式が挙行されました。消防団員が消防支署前に整列、団長と副町長挨拶のあと、和寒神社において今年1年間の無火災を祈願し市街地区内での火災予防パレードと、役場前で奥山町長の観閲を受けての分列行進が行われました。

公民館での表彰式では、功績章をはじめ各種表彰状の伝達が行われ、次の方々に表彰状が贈られました。



■功績章 分団長 堂前和彦

■永年勤続表彰 ◎15年 村岡哲也 ◎10年 嵯峨真也 ◎5年 杉澤 暁 内田誠一

■退団者感謝状 元副分団長 山口忠士

(敬称略)

## 後期高齢者医療制度のお知らせ ～障害認定申請について～

一定の障がいのある65歳～74歳までの方のうち、申請により北海道後期高齢者医療広域連合の認定を受けた方は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

### ◆一定の障がいとは◆

- (1) 国民年金などの障害年金1、2級を受給している方
- (2) 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- (3) 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方
  - 音声障害
  - 言語障害
  - 下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
  - 下肢障害4級3号(一下肢を下腿の二分の一以上で欠くもの)
  - 下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)
- (4) 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方
- (5) 療育手帳A(重度)をお持ちの方



### ◆手続きについて◆

申請手続きやお問い合わせは和寒町役場住民課保険医療係TEL 32-2422で受け付けています。

また、後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合等)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになりますので、各保険者で資格喪失の手続きをしてください。